

【日本人による外国方式の離婚の場合】

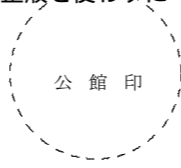
(注) 黒いボールペンで記入し、消せるボールペンや鉛筆は使用しないでください。記載内容を訂正する場合は、修正液を使わずに二重線で消除し、拇印または印鑑を押してください。

離婚届

平成 27 年 10 月 11 日届出

在ポルトガル日本国 大使 殿 総領事

受理平成 年 月 日 第 号 送付平成 年 月 日 第 号 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知



(1) 出生年は年号で記入

行政単位は日本と異なるが、市(concelho)や区(freguesia)を記入

本籍はハイフン等で略さず、戸籍にあるとおりに記入

戸籍にあるとおり、日本語で記入

Main form containing personal information, marital status, and divorce details. Includes fields for names, birth dates, addresses, and legal proceedings.

証人欄の記載は不要です。

証人欄 (Witness Section) form with fields for name, address, and signature of witnesses.

記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
10. 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流) □取決めをしている。 □まだ決めていない。(養育費の分担) □取決めをしている。 □まだ決めていない。 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(届出人の連絡先及び電話番号 +351-21-3110000 国番号から記入 )